

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

第 60/2013/NĐ-CP 号

ハノイ、2013 年 6 月 19 日

政令

職場における民主的規則の履行に関する労働法第 63 条第 3 項を詳細に規定する

2001 年 12 月 25 日付政府組織法に基づき、

2012 年 6 月 18 日付労働法に基づき、

労働傷病兵社会事業省大臣の提案により、

政府は、職場における基盤民主規制の施行に関する労働法第 63 条第 3 項を以下の通り詳細に規定する。

第 1 章

総則

第 1 条 適用範囲

本政令は、事業所における民主的規則の内容、及び労働契約に基づく労働者を雇用・使用する各企業、組織、協同組合、家族経営事業所、個人の職場（以下は企業と称す）における民主の実現形式に関して規定したものである。

第 2 条 適用対象

1. 労働法第 3 条第 1 項に定めた被雇用者
2. 労働法第 3 条第 2 項に定めた雇用者
3. 労働法第 3 条第 4 項に定めた事業所における労働組合の代表部
4. 本政令に準ずる職場における民主的規則の履行に係る各機関・組織・個人

第 3 条 用語解釈

本政令では、以下の用語の意味を次の通りとする。

1. 「職場における民主的規則」とは、被雇用者が知り、意見表明・決定・検査・監

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

督することのできる内容について被雇用者・雇用者・労働組合の代表部の権利や責任及び職場における民主的規則の履行形式を定めるものである。

2. 「職場における対話」とは、雇用者と被雇用者の間で情報を共有し、理解を深め、事業所における民主的規則の履行が保証されることを目指し、被雇用者と雇用者の間、または労働組合の代表部と雇用者の間で行なわれる直接的な意見交換である。
3. 「被雇用者の会議」とは、情報を共有し、被雇用者の民主的な権利を実現することを目的とし、被雇用者および事業所における労働組合の代表部が参加する雇用者主催の組織的な年次会議である。

第4条 職場における民主的規則の履行原則

1. 雇用者は、職場における被雇用者の民主的権利を尊重・保障する必要があり、企業の規制を通じてその民主的権利を法律の枠内で実現する。
2. 企業は、職場における民主的な規則を明示的に作成・実現し、被雇用者、雇用者、国家の法的権限や利益を保障すること。

第5条 職場における民主的規則履行時の禁止行為

1. 法律の規定に違反する行為
2. 国家安全・社会安全秩序・国家利益を侵害する行為
3. 雇用者および被雇用者の法的権限・利益を侵害する行為
4. 職場における対話の参加者、不服申立人、告発人を苛め、差別する行為

第2章

職場における民主的規則の内容

第6条 雇用者が公開すべき内容

1. 企業、部署、工場、生産ユニット、生産チームの生産・経営計画及び生産計画実行状況
2. 労働規則、雇用、労働の使用、労働基準量、賃金テーブル、賃金表に関する規則、昇給規則、賃金・賞与の支払い規則、労働安全装備、機械・設備の運用工程、労働安全、労働衛生、環境保護、火災・爆発防止、営業上の機密・技術上の機密保護、競争、報奨、規律違反の処分に関する規定を含む企業の規則・規制・規定の内容

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 被雇用に対する雇用、労働の使用、退職手当、失業手当、職業訓練・再訓練、専門・業務・技能の向上、賃金、賞与、賃金・社会保険・失業保険・医療保険の天引きに関する制度・政策の履行状況
4. 企業の集団労働協約、産業別集団労働協約、または（もしあれば）その他の集団労働協約の形式
5. 報奨金、福利厚生資金、および被雇用者による寄付金のプール・使用
6. 労働組合費、社会保険、医療保険、失業保険の天引き
7. 被雇用者に係る企業の年次財務内容
8. 企業の定款および法規に基づくその他の内容

第7条 被雇用者意見表明の内容

1. 企業において公開すべき規則、規制、規定の立案・修正・補則
2. 経費削減、業務効率向上、労働安全、労働衛生、環境保護、火災・爆発の防止の諸対策
3. 企業の集団労働協約、産業別集団労働協約、または（もしあれば）その他の集団労働協約形式の立案・修正・補則
4. 被雇用者の会議の決議
5. 労働争議の解決手順・手続、労働規律処分および物的賠償責任
6. 法規に基づく被雇用者の権利・義務に関するその他の内容

第8条 被雇用者による決定内容

1. 法規に基づく労働契約の締結、労働契約の履行、労働契約の修正・補則・解除
2. 企業の集団労働協約、産業別集団労働協約、または（もしあれば）その他の集団労働協約形式の交渉の内容
3. 被雇用者の会議の決議の可決
4. 労働組合・職業別団体・法律で規定されたその他の組織への参加または不参加
5. ストライキへの参加または不参加
6. 法規に基づくその他の内容

第9条 被雇用者による検査・監視の内容

1. 企業、部署、工場、生産ユニット、生産チームの生産・経営計画の履行

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 法規に基づく被雇用者に対する労働契約および諸制度・政策の履行
3. 企業が公開すべき規則・規制・規定の内容の履行
4. 企業の集団労働協約、産業別集団労働協約、または（もしあれば）その他の集団労働協約の内容の履行、被雇用者の会議決議、事業所における労働組合会議決議
5. 報奨資金、福利厚生資金、および被雇用者被雇用者による寄付金のプール、労働組合費、社会保険、医療保険、失業保険の天引き
6. 競争・報奨・規律違反の処分の状況、不服申立・告訴、不服申立・告訴の解決、監査・会計監査の結論、および被雇用者の権限・利益に係る監査・会計監査の建議の履行
7. 企業の定款および法規に基づくその他の内容の履行
8. 本政令に定める民主的規則の諸内容の履行

第3章

職場における民主的規則の履行の形式

第1節

職場における対話

第10条 職場における定期的対話を行う責任

1. 職場における定期的対話は、雇用者が事業所における労働組合の代表部と協力して、労働法の第64条に定めた内容について意見交換や交渉をするために3ヶ月に1度行われるものである。定期的対話の実施間隔は、90日間を超えないものとする。定期的対話実施時期が本政令第14条第2項に定める被雇用者の会議の実施時期に一致する場合、企業は定期的対話を行う必要がない。
2. 雇用者は以下の責任を負う
 - a) 事業所における労働組合の代表部より意見を聴取した上で、職場における定期的対話の規制を公布し、企業内の被雇用者ごとに公表して履行する
 - b) 対話を行うための場所・時間を用意し、その他の物理的条件を整える
 - c) 対話に参加する雇用者側の代表者を指名する
 - d) 職場における定期的対話を行う
3. 労働組合の代表部は以下の責任を負う

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 雇用者の要求に従い、職場における定期的対話の規制に意見表明する
- b) 被雇用者の会議における対話に参加する労働組合側の代表者の選出を行う
- c) 雇用者と協力して職場における定期的対話を行う

第 11 条 職場における定期的対話への参加者の人数・構成・基準

- 1. 対話に参加する各当事者は、自らの代表者の人数を決定する。各当事者の最低参加者数は 3 人とする。
- 2. 対話の参加者の構成は以下の通りである
 - a) 雇用者もしくは雇用者により法的に委任された者、および雇用者が選出した雇用者側の代表者
 - b) 事業所の労働組合執行委員会もしくは、事業所の労働組合をまだ設立していない事業所の直属の上部の労働団体の執行委員会の代表者、および被雇用者の会議により選出された労働組合の代表者
- 3. 定期的対話に参加するメンバーの基準は、企業の職場における定期的対話の規制に定めるものである。

第 12 条 職場における定期的対話の手順

- 1. 対話の内容・場所・時間、および参加者を用意する。
 - a) 雇用者および事業所における労働組合執行委員会委員長もしくは事業所の労働組合をまだ設立していない事業所の直属の上部の労働団体の執行委員会の代表者は、前回の対話の終了日から 60 日以内に次回の対話要求内容をまとめ、対話の相手に送る。
 - b) 対話要求を受け取った日から 5 営業日以内に、雇用者は、事業所における労働組合委員長もしくは事業所の労働組合をまだ設立していない事業所の直属の上部の労働団体の執行委員会の代表者と共に、職場における定期的対話の内容・時間・場所および参加者の構成に合意する。
 - c) 両当事者が職場における定期的対話の内容・時間・場所および参加者の構成に合意した日から 3 日以内に、雇用者は職場における定期的対話を行う決定を書面で通知する。この決定書は、対話実施日の少なくとも 5 営業日前に、事業所における労働組合委員長もしくは事業所の労働組合をまだ設立していない事業所の直属の上部の労働団体の執行委員会の代表者に送る。
 - d) 雇用者および事業所における労働組合委員長もしくは事業所の労働組合をまだ設立していない事業所の直属の上部の労働団体の執行委員会の代表者は、各当事者の対話参加者に対話に関連する内容・データ・資料の準備を割当てる。
- 2. 対話の開催

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 職場における定期的対話は、合意した場所・時間で行なわれる。雇用者が対話を行う場所・時間を変更する場合、定期的対話開催決定書に記載される対話日の少なくとも 1 営業日前に、事業所における労働組合委員長もしくは事業所の労働組合をまだ設立していない事業所の直属の上部の労働団体の執行委員会の代表者、および対話参加チームの参加者に通知する。
- b) 職場における定期的対話を行うには、少なくとも各当事者の代表者の 3 分の 2 の出席が必要である。各当事者の対話への出席者がそれぞれの代表者の 3 分の 2 未満の場合、雇用者は対話を延期し、延期の期間は 3 営業日を超えないこととする。
- c) 対話期間中には、対話参加者が対話の諸内容に関する情報・データ・資料の提供や民主的な意見交換・交渉の責任を持つ。

3. 対話の終了

- a) 雇用者は、事業所における労働組合委員長もしくは事業所の労働組合をまだ設立していない事業所の直属の上部の労働団体の執行委員会の代表者と共に対話の議事録を作成する。この議事録には、対話における合意内容およびそれを実現するための対策、未合意の内容およびその対話を行う時期、又は各当事者が労働法規に基づいて労働争議の解決手続きを行う旨を明記する。議事録の内容を確認するため、各当事者の代表者が議事録に署名・捺印する。職場における定期的対話の議事録は、3 部を同等の法的価値にて作成し、対話参加の各当事者が 1 部ずつ保管し、残りの 1 部を企業で保管する。
- b) 雇用者は、職場における定期的対話の議事録を企業、部署、工場、生産ユニット、生産チームに公開掲示し、企業の社内ラジオシステムで放送、内部情報システム、ウェブサイトに掲載する責任を持つ。

第 13 条 一方の当事者の要求による対話

1. 一方の当事者が対話を行う旨を要求する場合、要求される対話内容を受け取った日より 10 営業日以内に、雇用者は事業所における労働組合の代表部と協力して対話を開催する責任を負う。
2. この対話の参加者数、構成および各当事者の当該責任については、職場における定期的対話と同様である。

第 2 節

被雇用者の会議

第 14 条 被雇用者の会議の実施

1. 被雇用者 10 名以上を有する企業は、被雇用者の会議を行うこと。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 被雇用者の会議は、12ヶ月に1回行われる。
3. 被雇用者の会議は、被雇用者100名未満の企業においては全体会議の形式で行われ、被雇用者100名以上の企業においては代表者会議の形式で行われる。

第15条 被雇用者の会議の実施の責任

1. 雇用者は、被雇用者の会議の開催規則を作成し、場所・時間・必要な物理的条件を用意し、会議開催の責任を負う。被雇用者の会議の開催規則は、事業所における労働組合の代表部より意見を聴取した上で公示し、企業内の被雇用者に公開掲示する必要がある。
2. 事業所における労働組合の代表部は、雇用者と協力して被雇用者の会議の開催規則の作成・履行に参加する責任を負う。

第16条 被雇用者の会議の参加者の構成

1. 全体会議の参加者の構成は、企業内の全ての被雇用者を含む。被雇用者が生産現場を離れられない場合、雇用者は事業所における労働組合の代表部と相談した上で、会議参加者の構成を決める。
2. 代表者会議の参加者の構成は以下の通りである。
 - a) 代表は、取締役会役員もしくは執行役員、或いは取締役会長、監査委員長もしくは監査員、最高経営責任者、社長、副最高経営責任者、副社長、経理部長、事業所の労働組合執行委員会もしくは事業所の労働組合をまだ設立していない事業所の直属の上部の労働団体の執行委員会の代表者、企業内の政治組織や政治社会組織代表者を含む。
 - b) 選出代表者は、規則に基づいて部署・工場・生産ユニット・生産チームレベルの被雇用者の会議により選出された者である。

第17条 代表者会議の参加者の選出

1. 選出される最小の代表者数は以下の通り規定される。
 - a) 被雇用者100名の企業においては、代表者50名以上を選出する。
 - b) 被雇用者101名以上1000名未満の企業においては、本条第1項aに定めた最初を選出すべき代表者の人数以外に、被雇用者100名当たり5名以上の代表者を追加選出する。
 - c) 被雇用者1000名の企業においては、100名以上の代表者を選出する。
 - d) 被雇用者1001名以上5000名未満の企業においては、本条第1項cに定めた最初を選出すべき代表者の人数以外に、1000名当たり20名以上の代表者を追加選出する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- d) 被雇用者 5000 名以上の企業においては、200 名以上の代表者を選出する。
- 2. 雇用者は、事業所における労働組合の代表部と選出代表会議の参加者数・構成について合意した上で、部署・工場・生産ユニット・生産チームそれぞれの被雇用者数・構成に合わせ、相当する会議参加代表者の人数・構成を決める。
- 3. 選出される代表者は、50%以上の得票率を得た者とする。選出中に発生し得る幾つかのケースに関しては、以下の通り規定される。
 - a) 複数名が 50%以上の得票率を得た場合には、得票数の多い順に、定数に達するまで代表者を選出する。
 - b) 初回に選出された人数が割当てた代表者の定数に満たない場合、定数に達するまで選出を続ける。
 - c) 50%以上の得票率を得て、得票数が同数の者がおり、割当てた代表者の定数を超えた場合、その者らに対して続けて選出を行い、得票数の多い順に、定数に達するまで代表者を選出する。

第 18 条 被雇用者の会議の内容

- 1. 被雇用者の会議では、以下の内容を検討する。
 - a) 生産・経営計画の履行状況および被雇用者の職務や企業の利益に直接関連する内容
 - b) 労働契約の履行状況、企業の集団労働協約、規則、規定、規制の検査・監査
 - c) 不服申し立て・告訴および不服申し立て・告訴の解決の状況
 - d) 労働条件および労働条件を改善する諸対策
 - d) 各当事者の具申・提案
 - e) 各当事者が関心を持っているその他の内容
- 2. 定期的対話に参加する労働組合の代表者の選出
- 3. 被雇用者の会議の決議の通過

第 19 条 被雇用者の会議の開催手順

- 1. 会議の主席および書記メンバーの選出
- 2. 会議参加代表資格の報告
- 3. 雇用者の報告
- 4. 事業所における労働組合の代表部の報告

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

5. 代表者の討論
6. 定期的対話に参加する労働組合の代表者の選出
7. 被雇用者の会議の決議の通過

第 20 条 被雇用者会議の決議の公示・展開・監査

1. 雇用者は、事業所における労働組合の代表部と協力して、被雇用者の会議の結果を被雇用者全員に公示し、労働会議の決議を企業において展開する。
2. 事業所における労働組合の代表部は、雇用者と協力して、企業の被雇用者全員に被雇用者会議の結果を公示し、企業における被雇用者会議の決議の実施状況の検査・監査を行う。
3. 被雇用者会議に参加した代表者は、自分が選出された部署・工場・生産ユニット・生産チームの、会議に参加していない被雇用者に、被雇用者会議の結果および決議を公示する責任を負う。

第 3 節

その他の民主の実現形式

第 21 条 その他の民主の実現形式

1. 最高責任者の会議、もしくは、生産チーム・生産ユニットから企業全体における各会議、或いは各部署・工場・生産チームの専門会議において情報を提供・交換する。
2. 企業内の利便性の高い場所において公開掲示する。
3. 企業の社内ラジオシステム・内部情報システム・インターネット、或いは書面・冊子・社内報により、部署・工場・生産チーム・各被雇用者に情報を提供する。
4. 意見箱
5. 雇用者、企業内の政治組織・政治社会組織は、被雇用者からの意見を直接聴取する。
6. 書面により、自己の決定を出す。
7. 企業内の各会議で表決する。
8. 法規に基づいて建議・不服申し立て・告訴を行う。

第 22 条 企業におけるその他の民主の実現形式の適用

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

雇用者・被雇用者・事業所における労働組合の代表部は、本政令第 2 章に定める民主的規則の各々の内容および企業の現状に基づいて、本政令第 21 条に定める民主の実現形式を適切に選択する。

第 4 章

施行条項

第 23 条 施行効力

本政令は、2013 年 8 月 15 日から発効する。

政府が公布した、国営企業における民主的規則に関する 1999 年 2 月 13 日付の政令第 07/1999/ND-CP 号、株式会社・有限会社における民主的規則に関する 2007 年 5 月 28 日付の政令第 87/2007/ND-CP 号、および本政令に反する従来の諸規定は、本政令の発効日より失効することとする。

第 24 条 履行の責任

大臣、省庁相当機関の最高責任者、政府機関の最高責任者、および中央直轄の各省・各都市の人民委員会委員長、および本政令の各対象は、本政令を履行する責任を負う。

宛先：

- 共産党中央秘書委員会
- 政府首相、各副首相
- 各省、省に相当する機関、政府管轄機関
- 中央直轄省・都市の人民委員会および人民評議会
- 共産党中央事務所、共産党の各部局
- 共産党書記長事務所
- 国家主席事務所
- 民族評議会および国会の各委員会
- 国会事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家金融監督委員会
- 国家会計監査
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 政府事務所：担当大臣、各副担当者、政府首相助手、政府のウェブサイトを、各部局、各直属機関、公報
- 事務所用のファイル、科学教育部事務所（3 通） KN300

政府の代表

首相

(署名・捺印済み)

グエン・タン・ズン